

平成25年度 第8回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	平成26年3月25日(火) 午後2時から4時まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出席者	(委員 20名) 菱沼会長代理、飯塚委員、井上委員、岩月委員、岩橋委員、豊田委員、渡辺委員、白戸委員、椿委員、大島委員、重田委員、菅保委員、清水委員、川島委員、中村哲郎委員、兒玉委員、山添委員、原委員、永野委員、青木委員 (区幹事 5名) 福祉部長、福祉部経営課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長 ほか事務局 6名
4 傍聴者	0名
5 議 題	(1) 国における介護保険制度の見直しの動向について (2) 練馬区高齢者基礎調査結果について (3) 第5期(平成24～26年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現況報告 高齢者の社会参加の促進 (4) 介護保険状況報告(平成26年2月末現在) (5) その他 平成26年度組織改正について 災害時要援護者名簿について
6 資 料	1 次第 2 資料1-1 国における介護保険制度の見直しの動向について 3 資料1-2 介護保険制度の改正案について 4 資料2-1 練馬区高齢者基礎調査結果について 5 資料2-2 練馬区高齢者基礎調査報告書(速報) 6 資料3 第5期(平成24～26年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現況報告 「高齢者の社会参加の促進」 7 資料4 介護保険状況報告(平成26年2月末現在) 8 資料5 平成26年度組織改正について 9 資料6 新たな災害時要援護者安否確認の仕組みについて
7 事務局	練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 計画係 03-5984-4584

会議の概要

(会長代理)

本日は、会長が不在のため私が進行させていただく。皆さんの活発なご意見をお願いしたい。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(会長代理)

議題に入る。案件(1)「国における介護保険制度の見直しの動向について」の説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料1-1 国における介護保険制度の見直しの動向について、
資料1-2 介護保険制度の改正案についての説明】

(会長代理)

国の方で、これから最終的にどうなるかというところを見据えなければならない。具体的には平成27年4月から施行になるので、状況を踏まえて来年度から第6期の介護保険事業計画を策定していくことになる。

新聞報道等でいろいろと目にされていると思うが、地域ケア会議についても個別支援だけではなく、地域づくりや資源開発、政策提言を行っていくような機能強化が示されている。

改正案の中で、区としてどのような対応が求められるのかを整理しながら、今後議論していくことになる。

(委員)

資料1-2の3ページの小規模型通所介護への移行について。現行の小規模型通所介護が見直し案では三つに分類されている。練馬区の小規模型通所介護は、ほとんどが地域密着型通所介護になるのではないかと思うが、具体的にどのように変わるのか説明をお願いしたい。

(介護保険課長)

資料1-1の3ページの上段「4 介護保険法改正関係」の「(1) 居宅サービス等の見直しに関する事項」をご参照していただきたい。

下にある「練馬区の主な課題等」で明記しているように、平成25年12月現在の練馬区の通所介護事業者は196事業所ある。小規模の考えはまだ国の政省令で示されていないが、10人くらいの規模と考えると124事業所ある。

この考えでいくと、委員おっしゃるように、半分以上の事業所の指定権限が東京都から練馬区に移行されることになる。

移行については、みなし規定が適用されるため、東京都がすでに指定している事業者については、そのまま練馬区でも指定したとみなされるが、介護事業者は6年ごとに更新がされるため、これまで東京都がチェックしていたサービスの質を今度は練馬区でチェックすることになる。

現在、介護保険課では、事業所の皆さんに役所へ集まって頂き、集団指導という形で、さまざまな意見交換や質問のやりとり等々を行っている。

それから、個別指導では、各事業所に私どもが出向き、サービスの内容の適正、安全性、定められた人員基準が守られているかといった内容をチェックしている。

今後は、小規模の通所介護事業所については区の関与が強まり、区の指導の権限が入っていくことになる。

(委員)

区の関与という点では、そこが一番大きいと思う。区民側から考えると、地域密着型は地域の人ではないと利用できないので、他自治体から利用に来ていた利用者は利用できなくなるのか。

(介護保険課長)

基本的に地域密着型は、練馬区であれば練馬区の区民がご利用になることが原則である。

ただし、今現在空きがある場合や、練馬区の区民の方が、他自治体の地域密着型施設を利用している場合、練馬区の地域密着型として指定し、利用している例外的な場合もある。他自治体の方すべてが練馬区の地域密着型の利用を遠慮していただくことには、すぐにはならないと思う。

(委員)

区民としては今の点が一番大変だと思う。

資料1 - 2の3ページに記載されている前年度1月当たり平均利用延人員数300人以内というのが小規模型通所介護の移行の基準になりそうな気がするが、いかがか。

(介護保険課長)

国では、政省令で決定するとしか表明していないため、政省令が出ないとわからない。ここに記載されているのは、一つの例でしかない。

(委員)

もう一つ質問する。資料1 - 2の4ページについて。光が丘区民センターには、光が丘デイサービスセンターがあるが、地域包括支援センターの事業なのか。

(高齢社会対策課長)

地域包括支援センターは、練馬区では高齢者相談センターという形で運営している。

高齢者センターは、元気高齢者のためのレクリエーションや事業等を提供する施設になり、光が丘高齢者センターと同フロアに光が丘デイサービスセンターがある。高齢者相談センターとはそれぞれ別に運営している。

(委員)

今後は新しい事業が包括的支援事業として増えていくが、デイサービスなどの事業は包括的支援事業に取り込むことにはなるのか。事業が増えていくことで光が丘区民センターにあるデイサービスセンターが狭くならないのか。

(高齢社会対策課長)

光が丘区民センターの3階にあるのは、高齢者センターと光が丘のデイサービスセンターである。デイサービスセンターについては、資料1 - 2の3ページにある大規模型

になる。

高齢者センターについては元気高齢者のためのサービスを提供する施設であり、直接包括的支援事業を行っているのは2階にある高齢者相談センターである。

高齢者相談センターは、多くの高齢者の方が立ち寄る施設というよりも、機能強化に合わせて職員の人員を厚く配置し、例えば高齢者宅を訪問していく形で運営していきたいと思っている。

(委員)

資料1 - 2の4ページには、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備の充実と、三つの事業が増える図となっているため、光が丘のセンターでそのような事業ができるのかと思い、気になった。

(福祉部長)

ここが、今回の改正の一つのポイントである。高齢者センターは元気な高齢者の方のためのサービスや介護予防事業のためにも機能している。

練馬区では、地域包括支援センターを高齢者相談センターと呼んでおり、地域包括ケアシステムをこれから推進し、地域における拠点となるという意味で、資料1 - 2の4ページにある包括的支援事業の充実を図っていく。

ただ、機能充実というのは、センターで直接サービスをすることではなく、地域の中で認知症の予防や、認知症初期の方の対応が進むように、いろいろな働きかけをしていくことである。確かに、職員が厚くなれば事務室の面積も多少必要になるが、事業を行うスペースという意味ではなく、あくまでも事業所の機能を充実させていくとご理解いただきたい。

(会長代理)

他にないか。

(委員)

資料1 - 2の3ページにある、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所とは、具体的にどこか。

(介護保険課長)

明確なものがまだ示されていないが、恐らく今の小規模多機能型居宅介護で、泊まり以外の通いの機能を重要視し、通所介護という形になるのではとイメージしている。

この図を詳しく解析したものを今後国から示してもらいたいと思っている。

なお、現在、練馬区ではそのような事業所はない。

(会長代理)

よろしいか。まだ法案段階なので、これからどうなるかを見据えることが大事である。改正により影響を受けそうな人たちのニーズをそれぞれの立場で直接聞いたり、また何らかの調査をしながら、必要な人たちの声を集めていくことになると思う。

続いて案件(2)「練馬区高齢者基礎調査結果について」の説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料2 - 1 練馬区高齢者基礎調査結果についての説明】

(日本能率協会総合研究所)

【資料2 - 2 練馬区高齢者基礎調査報告書(速報)の説明】

(会長代理)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

速報段階ということだが、区の方でこの調査結果から感じ取れたことは何かあるか。

(高齢社会対策課長)

この調査については、第6期計画を策定するための基礎資料にしている。第5期計画で始めた事業についての意向なども聞いている。

例えば、今回、特別養護老人ホームの入所待機者調査を行ったが、特別養護老人ホームの入所待機の方というのは、老老介護や、ひとり暮らしで苦労されているという側面があるが、実は自宅にいる方は3割しかおらず、また、在宅希望している方も半数近くいるという状況がある。

この結果を含めて施設整備について考えていかなければいけないが、一方で、資料2 - 2の55ページに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の認知度と小規模多機能型居宅介護の認知度の調査結果がある。特別養護老人ホームの入所待機者は、この二つのサービスを充実することで在宅が可能となるのではと思っているが、二つのサービスの認知度としては半分くらいはまだ知らないという結果である。

こういった部分が課題と認識している。これから調査結果をしっかりと分析し、必要な施策を皆様とともに検討させていただきたい。

(会長代理)

他いかがか。

(委員)

調査報告書全体を見て、在宅を希望している人、もしくは在宅を続けたいという人の中で一番必要としていることが、ちょっとした手助けということが浮き彫りになっていると思う。その対応として、便利屋さんのような機能が少しでもあれば、安心して在宅が継続可能になるのではないか。余り予算がかからないように既存の事業を利用するという区独自の施策や工夫を考えてはどうか。

(高齢社会対策課長)

ご指摘の点は非常に重要な点である。今回の介護保険制度の見直しでは、生活支援サービスを多様化して充実させるという方向になっている。

練馬区の場合、既存の介護事業者の数が23区に比べて豊富であるため、サービス提供にあたりまずは事業者にご協力いただくということが練馬区の強みである。

一方で、練馬区では練馬区シルバー人材センターが、非常に全国的にも実績を上げている。全国には約1,300か所のシルバー人材センターがあるが、練馬区シルバー人材センターの会員数は全国4位で、契約金額も全国で7位である。

練馬区シルバー人材センターでは、シルバーサポーターが高齢者の困りごとについて手助けする高齢者お困りごと支援事業において、家事援助的なサービスを現在行っているが、利用が少ないので、今回の制度見直しに合わせて事業を拡充していくことは、一

つの考え方と思う。こちらで案を取りまとめてご相談させていただきたい。

(委員)

前回の会議で示された設問項目が、ほぼ全部入っているのいいと思う。資料2 - 2の113ページの、介護保険制度改正による影響について聞きたい。

本日、国における介護保険制度の見直しの動向について説明があったが、第6期の計画を策定するとき、介護保険制度の改正を考慮していかなければいけないという事情が発生していると思う。今度の新しい改正がどうなるかということも取り込んでいかなければいけない。

もう一つは、3ページの調査の目的の文章内にある年度の表記は誤植か。

(高齢社会対策課長)

一点目の介護保険制度改正の影響について申し上げる。この高齢者基礎調査を行う時点では、社会保障審議会介護保険部会の意見書も取りまとめられていない段階であり、新聞報道だけが先行している状況での調査であったため、事業者には不安に思われているところもあると思う。

これについては、介護保険運営協議会での審議を一定終えて案をまとめた段階で、各事業者に説明する機会を設けなければいけないと考える。

いずれにしても、介護保険制度が改正されれば、区のやり方も変えなければいけないので、練馬区としての対応の話はさせていただく。

二点目については誤植である。訂正をお願いする。

(委員)

非常にまとまっており良い結果である。個人の生活場所の希望など、設問によっては男女差が相当あるような気がするので、幾つかの特徴的なところだけでも男女差を取り入れると、もう少しわかりやすくなるのではないか。

(会長代理)

クロス集計は行うのか。

(日本能率協会総合研究所)

現在、クロス集計の作業をしている中で、幾つか整備している。

補足だが、資料2 - 2の11ページに回答者の年齢を聞いた結果がある。高齢者一般では平均73.8歳、要介護認定の方では平均年齢82.9歳、特別養護老人ホームの入所待機者では84.4歳との結果になる。

一般的に女性の方が長生きなので、重度化していくと女性が多いというのが全体の傾向として出ている。

クロス集計はポイントを絞り集計をする方向で考えたい。

(会長代理)

クロス集計で分析することにより、計画として次にどのようなことに取り組みなければいけないのかが見えることもある。

委員の方々から希望するクロス集計があれば、作成は可能か。

(日本能率協会総合研究所)

可能である。

(会長代理)

可能な限りお願いしたい。
他いかがか。

(委員)

介護予防事業について。先般、新聞報道で、転ばぬ体操というのを見た。介護予防に効果があるということで、他区がこれを導入し、一定割合の効果検証もしているようである。第6期の計画で、介護予防事業での介護予防教室や運動をされた高齢者に対して、ある一定のインセンティブを与えることはできないか。

他の自治体では、特定健康診査の受診率向上のために、受診した人に何か特典をつけると聞いている。この介護予防講座を受けた方に何らかのインセンティブを与えるということを経後の計画の中に入れられないか。

特に感じているのは、高齢者いきいき健康事業で、年間約2億4,000万円を使用しているようだが、いきいき健康券を誰にでも渡すのではなくて、むしろ、介護予防事業に参加した人に渡すといった工夫もあるのではないかと思う。

(会長代理)

ご意見として伺う。今後検討していくうえで大事な観点と思う。

(高齢社会対策課長)

参考までに、資料2-2の30ページの設問は前回も調査している。高齢者一般の方で、介護予防事業に意識して取り組んでいる方は、3年前は約4割だったが今回は1割上がっている。

前回調査よりこの間、教室等の取り組みを工夫して割合を上げてきている。介護予防事業を全区的に広げていくためにはどうすればいいかというところは、委員と認識は一緒である。方法論としてどういうものかについては、これからまた相談させていただきたい。

(会長代理)

資料2-2の94ページに、宿泊デイサービスに関する設問がある。

非常に問題を指摘されながら、やむを得ず利用している状況がある中で、本来であれば小規模多機能型居宅介護等で対応すべきニーズではあるが、介護支援専門員が変わってしまうこともあり、そこが十分にうまくつながっていないことがある。これから第6期計画を策定する際には、今までのサービスでは対応が難しかった部分を、今後はどうしていくのかが見える、非常に大事なデータが出ていると思う。委員には、丁寧に見ていただき、何かお気づきの点等があれば、事務局まで連絡をお願いする。

続いて、案件(3)「第5期計画現況報告 高齢者の社会参加の促進」の説明をお願いする。

(高齢社会対策課長)

【資料3 第5期(平成24~26年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現況報告「高齢者の社会参加の促進」についての説明】

(会長代理)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

今まで練馬区シルバー人材センターでは、会員以外に仕事を紹介する「アクティブシニア支援室」を運営していた。会員の場合では、就業に若干の制約があるため、会員以外の方への紹介として運営していたが、平成24年10月に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正があり、シルバー人材センターでは職業紹介事業を取り扱わなくなったので、ワークサポートねりま内に「シニアしごと支援コーナー」を設置し、就労に関する情報提供やボランティア紹介を行うことになった。

関連して、練馬区シルバー人材センターについて問題点等お話をさせていただく。

一つは、練馬区シルバー人材センターには会員が約3,800人いるが、大きな団体とはいえ、練馬区の60歳以上人口のわずか2%である。

この2%の何が問題かという、個人的な見解だが、先ほど申し上げたように、シルバー人材センターの就業には制約がある。

昭和61年に施行された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律では、高齢者に余り過重な労働をさせないという配慮がある。そのため、軽い仕事、命令指示には従わない等々があり、高齢者を守ってくれる法律のまま現在に至っている。したがって、高齢者の社会参加で議論されているように、60歳以上の元気な方が練馬区シルバー人材センターにたくさん来られるが、残念ながら制約があるため、仕事に就けない方がいる。

そのため、会員数は増えないが、入れ替わりが激しいところがある。私どもとしてはあらゆる場面において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律についての見直しや法改正、ないしは法の運用についての考慮を訴えていくつもりなので、区の方も、ぜひご支援いただきたい。

もう一つは、練馬区シルバー人材センターでは、区民のご要望に添えることを行っている。先ほど説明があったとおり、75歳以上のお一人住まいやご夫婦の方のお困りごとに対応するため高齢者お困りごと支援事業を行っているので、ぜひ事業の拡充等見直しをいただきたい。

また、練馬区健康いきいき体操については、実は高齢者に関係なく、区として非常に力を入れて取り組んでいる。

しかし残念ながら、余り知られていない。練馬区シルバー人材センターでは何かの機会があると必ず健康いきいき体操をやっている。ある地域では、毎月1回必ず20人から30人が体操をやっているが、なかなか広く周知がされていないところに問題があるのではないかと思う。

いろいろな高齢者の社会参加の機会について、情報をもっと発信し、受信するということが大切である。

最後に、練馬区シルバー人材センターは、60歳以上人口のわずか2%とはいいながら約3,800人の会員がおり、区民の皆さんをご支援していることをご理解いただきたい。よろしくお願い申し上げます。

(委員)

老人クラブでは、全国的にも練馬区の場合でも、平成10年をピークに会員数でわずかながら減少が続いているのが現状である。これまで何回か会員の増強運動を展開し、一

生懸命取り組んできたがなかなか会員が増えない。

全国でも、来年度から5か年計画で100万人の会員増を目指して強力に展開していくことになり、現在、実施の計画を作成しているところである。私も、10年来この運動を続けている中で、痛感していることは、老人クラブの会員は60歳以上だが、なかなか現在において、60歳で老人クラブに入る人は少ないということである。資料2-2高齢者基礎調査報告書にも、高齢者と感じる年齢が70歳もしくは75歳と回答しているように、昔であれば55歳定年が、今は65歳定年になってきている。そしてその後も生涯働きたいという方が非常に多い。元気な間は働いていくことは良いことだと思うが、そういうことから老人クラブに入ろうということにならないのが現状と思う。しかし放っておくわけにはいかないの、100万人増の全国の計画等もあわせて、来年度以降も増強運動を展開していく。そのためには、やはり魅力ある活動をしていかなければいけない。今までのような繰り返しではどうにもならないということも感じている。

(会長代理)

全国的にも同じような状況とのことで難しいところである。

社会参加の促進については、区としても一生懸命取り組んでおり、また区民の方々も熱心に取り組んでいる。問題は、その活動にどう関心を持ってもらうかということである。

いろいろな事業を例えばPTAや企業等と一緒に活動することで、活路を見出せるかもしれない。協働して事業展開をしていくことで、地域でさまざまにつながっていただきたい。

次に、案件(4)「介護保険の状況報告」について説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料4 介護保険状況報告(平成26年2月末現在)についての説明】

(会長代理)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業をやっているが、資料2-2練馬区高齢者基礎調査報告書の結果でもあり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護はまだまだこれからと感じている。

資料2-2の中で意外だったのは、ケアマネジャーは必要なサービスであると感じている割合は高いが、区民の方で知らないと回答している方が半分以上いる結果を見ると、今後どのようにして周知していくかを区と一緒に考えていかななくてはならないと痛感した。

(介護保険課長)

区としても、ケアマネジャー、利用者、区民に向けて、新サービスの周知に努めたいと思っている。事業者の皆様にも、改めてご協力をお願いしたいと思っているところである。

(会長代理)

全国的に認知症対応型の通所介護も非常に利用率が低い状況が続いていると思う。資

料4はサービスの利用状況だが、定員に対する利用率や稼働率も、来年度に向けて検討していく必要があると思う。

では、案件(5)「平成26年度組織改正について」の説明をお願いします。

(経営課長)

【資料5 平成26年度組織改正についての説明】

(会長代理)

国の動きに対応して、体制を整えるということである。内示は出ているのか。

(経営課長)

内示は既に出ている。福祉施策調整担当課長が配属され、2係体制となる。福祉施策調整担当課長については、次回以降、この場で皆様にご紹介させていただく。

(会長代理)

次に案件(5)「災害時要援護者名簿について」の説明をお願いします。

(経営課長)

【資料6 新たな災害時要援護者安否確認の仕組みについての説明】

(会長代理)

ご意見、ご質問あるか。

(委員)

住宅の観点から、安否確認と資料2-2に関連して申し上げる。今後の審議における考え方の一つとしてご提案させていただきたい。住宅というのは、建物として、家族や認知症の方、支援を必要とする方の安全性を確保する場所という見方も重要だと思っている。

資料2-2では、住宅内に手すりが欲しいといった生活するうえでの安全性の設問があるが、震災のための安全性の確保ができているのかという考え方もあると思う。

例えば、どの地域のどのような住宅であれば比較的安全性が高い、また、どのようなところの住宅が、震度5弱以下でも極めて脆弱性が高いのか、というように、区の建築に関わるハードの部門や利用者一人ひとりの生活状況といった、区が持っている大きな情報をクロス集計的にまとめることができないか。要援護者名簿では、区の情報が生かし切れていないと思う。一人一人のお住まいの様子や生活の状況といった情報を、個人情報保護から情報を活用できないと線引きするのではなく、ぜひクロス集計のような形で、網目を細かくし、安全性を高めた住宅やそれぞれの環境を整えていくようご審議いただきたい。

そうすることで、よりポイントを絞った支援の場所、駆けつける場所が見えてくるのではないかと思うが、いかがか。

(経営課長)

貴重なご意見である。今回、平成25年度の全件調査を行う中で、要援護者の方たちがいざ避難行動に移るときに、何が支障になるかを把握するため、歩行は問題ないか、耳や目は問題ないかといった項目を新たに加えている。

委員のご提案として、自宅が安全であれば、災害時要援護者の方たちも自宅にいたるがストレスなく生活が送れるということだが、お住まいの住宅の危険度を災害時要援護

者名簿として整える際には現れてこない情報と思う。

お住まいの住宅が耐震的に大丈夫であるかを確認するのは難しいところであるが、一方で、地震が起きたときの、地域の被害状況を想定している防災マップがある。災害時要援護者名簿と組み合わせて、より大きな災害が起こったときに、できるだけ実際の安否確認に役立てていただけるような仕組み等については検討させていただく。

(会長代理)

災害時要援護者については、地域福祉計画の中で、把握や支援方法について検討して明記すると国の方でも示されている。練馬区でも地域福祉計画を策定しているので、継続して議論していただきたい。

またこの災害時要援護者の取り組みが区民の方に見えるように検討してもらいたい。

次回の開催案内をお願いする。

(事務局)

【次回の開催予定】

(会長代理)

以上で、第8回練馬区介護保険運営協議会を終了する。